

令和3年1月 農業委員会総会

令和3年1月7日（木）
分庁舎2階第2多目的室
午後3時から午後4時まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	綿貫	清	6番	宮田	早苗
2番	石渡	潤一	7番	飯田	隆男
3番	石橋	義弘	8番	京増	孝一
5番	木我	恭子			

<農地利用最適化推進委員>

なし

2. 欠席者（農業委員）

4番 相京文夫

3. 農業委員会事務局 岩井事務局長・大坂主査・（書記）・鶴澤主任主事

- ## 4. 議題
- 第1号議案 農用地利用集積計画について（4件）
 - 第2号議案 農地法第5条申請許可について（1件）
 - 第3号議案 農地法第52条の規定による情報（賃借料情報）の提供について

5. 専決処理報告 農地法第18条第6項の規定による通知書について（1件）

酒々井町農業委員会総会会議録

局長 それでは定刻になりましたので、ただいまから令和3年1月の農業委員会総会を開会したいと思います。本日、相京会長より体調不良のため、欠席させていただきたいとの連絡を受けておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきたいと思ひます。初めに、会長挨拶につきましては、京増職務代理より願ひいたします。

京増職務代理 新年、あけましておめでとうござひます。相京会長が体調不良とのことで代りに挨拶させていただきます。コロナ禍のもとでの新年となりますが、皆様におかれましても体調に気を付けながら農業委員会の活動を行っていただけたらと思ひます。よろしくお願いいたします。

局長 次に、新年初めの総会ということで、小坂町長にご出席いただひておりますので、ご挨拶を頂戴したいと思います。小坂町長、よろしくお願いいたします。

町長 新年、あけましておめでとうござひます。現在酒々井町では各種補助事業を活用しながら、農業所得を増やしていけるよう取り組みを行ひています。このことは令和4年度からの第6次総合計画に位置付ける予定としております。そして、将来的には耕作放棄地を少しでも減らしながら農業のしやすい環境整備を目指していきたくと思ひています。つきましては、皆様には様々な面でのご指導を依頼申し上げ、あいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

局長 ありがとうございます。町長は、この後も公務が入っておりますので、退席をさせていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

(町長退席)

局長 それでは議事に移りたいと思ひますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長に変わって京増職務代理に願ひいたします。なお、本日より

定しておりました農地転用許可申請に係る現地確認ですが、新型コロナウイルス感染症予防対策として、相京会長と相談し、中止させていただくことといたしましたので、よろしくお願ひいたします。現地の状況につきましては、提出書類のカラーコピー（写真）を用意しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

議 長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、7名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、7番 飯田 隆男委員、1番 綿貫 清委員を指名します。また、書記に事務局の大坂主査を任命します。なお、本日の総会は、議案3件、専決処理報告2件、その他3件ですので、よろしくお願ひします。

議 長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から4について、一括して事務局より説明願ひます。

局 長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から4について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。先ず、整理番号1についてですが、貸付者、借受者ともに本佐倉在住者です。設定場所は、本佐倉の農地3筆で、地目は田、面積は合計で1,251㎡、利用計画は田です。賃借料は、10a当たり1.5俵です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。設定期間は、5年の新規設定です。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の3ページをご覧ください。整理番号2についてですが、貸付者、借受者共に墨在住者です。設定場所は、墨の農地1筆、地目は畑、面積は合計で1,698㎡、利用計画は畑です。賃借料は、年10,000円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。設定期間は、3年の新規設定です。位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の5ページをご覧ください。整理番号3についてですが、貸付者は中川在住者、借受者は下岩橋在住者です。設定場所は、下岩橋の農地1筆、地目は田、面積は794㎡、利用計画は田です。賃借料は、年8,000円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。

設定期間は、10年の新規設定です。位置につきましては、6ページの位置図をご覧ください。整理番号4についてですが、貸付者は、墨在住者、借受者は馬橋に住所を有する法人です。設定場所は、墨の農地1筆で、地目は田、面積は、2,170㎡、利用計画は田です。賃借料は、年36,890円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、今回は、令和2年2月1日から1年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は1年ということです。位置につきましては、8ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせて頂きます。

議 長 本日は、新型コロナウイルスの感染予防の対策として、推進委員の出席をご遠慮願いましたが、事前に地区担当推進委員さんにお話を伺っておりますので、事務局からお願いします。

局 長 地区担当推進委員より意見を聞いておりますので、整理番号1から順に報告させていただきます。整理番号1については、借り受け者は他にも借受地があり、問題ないとのことです。整理番号2については、この後の専決処理報告でも出てきますが、貸付者から借りていた別の畑を返すこととなったため、その代わりとしてこちらの畑を借りることとなったとのことです。整理番号3については、作業効率を考慮して、隣接地の耕作者である借受者に耕作してもらいたいという意向から利用権を設定することとなったもので、借受者は他にも耕作しており、特に問題ないとのことです。整理番号4については、1年の再設定であり、特に問題ないとのことです。

議 長 事務局から補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

石渡農業委員 整理番号3について、借受者が66歳で10年設定となっておりますが、10年後は76歳となります。10年間は耕作できると判断しますが、後継者はいますか。

局 長 まだ66歳で営農に問題ないということで今回は10年設定としました。その間に何らかの事情が生じた場合はその時に必要な手続きをするので問題ないです。

京増農業委員 同級生ですがまだ元気なので大丈夫だと思います。

- 議 長 他にないようですので、これから採決を行います。採決につきましては、整理番号ごとに行います。初めに、農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号3について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号4について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号4につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 次に、第2号議案 農地法第5条許可申請についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。
- 局 長 第2号議案 農地法第5条許可申請について説明させていただきます。資料

の9ページをご覧ください。譲受人は、茨城県に住所のある法人です。譲渡人は、上岩橋在住者です。申請地は、上岩橋の農地1筆で、地目は畑、面積は、661㎡です。申請理由ですが、太陽光発電施設用地です。権利の種類は、地上権の設定です。位置につきましては、10ページの位置図と11ページの公図を参考にいただければと思います。事業計画につきましては、14ページをご覧ください。発電設備に用いるパネルは、258枚でパワコンは10台で20年平均の年間発電量と売電金額は、それぞれ93,396kWh、売電単価は14円で、1,307,549円を見込んでいます。売電先は、○○○○○○○であり、売電開始時期は令和3年4月頃を予定しているとのことです。配線は、申請土地の西側の既存電柱に接続するものとして、土地は、軽く転圧をかけるのみで、砂利を敷いたりコンクリート舗装はしないとのことです。土地選定理由等は、以下のとおりです。配置につきましては、12ページの土地利用計画図を参考にいただければと思います。以上で説明を終わらせて頂きます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

議 長 それでは、現地確認の方は中止し、別途お配りした写真をご確認いただくこととします。ここで、申請代理人を呼んでおりますので、申請代理人から説明を求めたいと思います。申請代理人を入室させて下さい。

(申請人 入室)

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申請代理人 申請代理人の行政書士の○○○と申します。

議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、審議しているところで

て説明させていただきます。資料の15ページをご覧ください。これは、農地法第52条の規定に基づきまして、農地の実勢賃借料の平均値、最高値・最低値を公表しようとするものでございます。公表する賃借料につきましては、通常1年間に締結された農用地利用集積計画等による賃借料を用いることとされていることから、令和2年中に公告された農用地利用集積計画による賃借料及び農地法第3条による賃借料を基に作成いたしました。なお、米による賃借料の支払いの場合は、成田市農協の買い取り価格を勘案し、1俵当たり12,800円に換算し算定いたしました。令和2年分酒々井町賃借料情報でございますが、田の部の平均額は14,506円で前年より3,033円安くなりました。最高額は25,600円で3,124円安くなり、最低額は6,493円で4,368円安くなりました。データ数は29件でした。畑の部でございますが、平均額は8,495円で前年より2,094円高くなりました。最高額は20,316円で前年より12,316円高くなり、最低額は5,889円で前年より889円高くなりました。データ数は8件でした。次ページに公表しようとする案を作成いたしましたので、ご検討くださいますようお願いいたします。また、周知方法といたしましては、町掲示板への告示及びホームページ、農業委員会だよりへの掲載を予定しております。資料の16ページに公表しようとする案を作成いたしましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

石渡農業委員 近隣の市町の情報は出ていないのですか。

局 長 こちらはあくまで当町での実例のみを参考値として載せています。

議 長 他にないようですので、これから採決を行います。第3号議案 農地法第52条の規定による情報の提供について、事務局案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 挙手全員でございますので、案をとりまして、周知することとします。

議 長 次に専決処理報告に移ります。農地法第18条6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

局 長 17ページの専決処理報告 農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号2で説明させて頂いた件になります。賃貸人・賃借人共に墨の在住者です。届出地は、墨の農地3筆で、地目は畑、面積は合計で3,641㎡です。備考ですが、平成30年4月1日告示 令和3年3月31日までの3年間の農用地利用集積計画による賃貸借でしたが、令和2年12月4日に合意解約をしています。位置につきましては、18ページの位置図を参考にさせていただければと思います。続きまして、整理番号2ですが、賃貸人・賃借人共に酒々井の在住者です。届出地は、酒々井の農地1筆で、地目は畑、面積は585㎡です。備考ですが、農地法第3条による賃貸借で昭和30年12月5日契約しましたが、高齢により継続が困難などの理由により、令和2年12月18日に合意解約をしています。位置につきましては、20ページの位置図を参考にさせていただければと思います。

議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしく願います。

議 長 次に、その他の(1)農地法等許可届出実績について、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

議 長 特にないようですので、次にその他の(2)農地の利用状況調査結果について、事務局より説明をお願いします。

(来月報告)

議 長 来月報告をお願いします。次に、その他(3)その他について何かありますか。

局 長 経済環境課から農政報告があるとのことですので、よろしくをお願いします。

(農政報告：ジャンボタニシの発生状況)

議 長 農政報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質 疑)

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 5日の金曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、5日の金曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、5日の金曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただきます、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

局 長 それでは、これで1月の総会を閉会いたします。